

## 東海学生オリエンテーリング連盟主催行事に関するアウトライン

### (趣旨)

- 1条 このアウトラインは、東海学生オリエンテーリング連盟（以下、東海学連）の主催する行事（以下、学連行事）の概要を定めるものとする。

### (対象)

- 2条 対象となる行事は、次の通りとする。

- ・東海学連定例戦
- ・東海学連合宿
- ・東海学連セレクションレース

その他、加盟員の競技力向上や交流促進のための行事で、東海学連幹事会（以下、幹事会）が承認したもの。

### (管轄)

- 3条 学連行事は、幹事会が責任を持って管轄する。

### (主管の委任)

- 4条 幹事会は、学連行事の主管を加盟員、日本学生オリエンテーリング連盟（以下、日本学連）評議員および賛助会員個人又は、これらを含む団体に委任することができる。ただし、相手側の承諾を必要とする。

### (主管者)

- 5条 削除

### (担当幹事)

- 6条 幹事長は行事ごとに担当幹事を指名することができる。主管者は特別な経費（レンタカーの使用等）を要するとき、何か問題が生じたとき、担当幹事を通して幹事会と指示を仰ぐこと。

### (業務内容)

- 7条 削除

### (実施計画)

8条 主管者は、行事の実施計画書を作成し、行事の2週間前までに東海学連事務局に提出しなければならない。

日本学連活動報告書にある、大会・練習会・合宿届は、所定の書式で東海学連事務局長に提出すること。

(経費)

9条 主管者は、参加者より参加費を徴収し、経費に充てることができる。

(決算)

10条 決算において黒字が生じたときには、主管者に10分の6、東海学連会計に10分の4ずつ配分する。赤字が生じたときには、主管者が10分の2、東海学連会計が10分の8ずつ負担する。

平成19年11月 8日制定

平成29年12月23日改定